

静岡県公安委員会規程第3号

探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程
探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程（平成19年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）<u>及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）</u>に基づく行政処分を静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が通知する場合等に用いる書面の様式を定めるものとする。</p> <p>（営業の廃止命令）</p> <p>第6条 （略） <u>（探偵業届出証明書の返納）</u></p> <p>第7条 <u>府令第4条第3項及び第4項の規定に基づき探偵業届出証明書を返納する者は、様式第6号による探偵業届出証明書返納届により公安委員会に対して返納するものとする。</u></p>	<p><u>探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）<u>に基づく行政処分を静岡県公安委員会が通知する場合等に用いる書面の様式を定めるものとする。</u></p> <p>（営業の廃止命令）</p> <p>第6条 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第6号を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。